証券コード:6960 2024年6月11日

株主各位

東京都文京区本郷三丁目39番4号

777- 電子株式会社

代表取締役社長 白 井 大治郎

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。 さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法により、2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.fukuda.co.jp/ir/meeting/

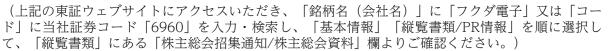
【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/6960/teiji/





【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



敬具

- **1. 日 時** 2024年6月27日(木曜日)午前10時

フクダ電子株式会社 本郷新館 1階ホール

(末尾の「会場ご案内図 | をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第77期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第77期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第4号議案)>

第1号議案 取締役10名選仟の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)の一部変更と継続に関する件

<株主提案(第5号議案から第7号議案)>

第5号議案 取締役2名選任の件

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

第7号議案 社外取締役の報酬上限額撤廃の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛 否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示 があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 当社定款第18条において当社の取締役の員数は10名以内と定められております。他方、会社提案(第1号議案)では取締役10名の選任を、株主提案(第5号議案)では取締役2名の選任をそれぞれ提案しており、各議案の選任結果によっては、当社定款に定める取締役の定員枠を超えてしまう可能性があります。かかる場合は、原則として、インターネット等又は書面(郵送)による議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が10名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い候補者から順に10名を上限として選任するものといたします。なお、第1号議案及び第5号議案について、賛成の議決権を行使できる候補者の上限を設ける取り扱いはいたしません。

- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を 問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制 | 「業務の適正を確保するための体制の運用状況 |
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

□時 2024年 6 月27日 (木曜日) 午前10時

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する替否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年6月26日(水曜日)午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

(6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。)



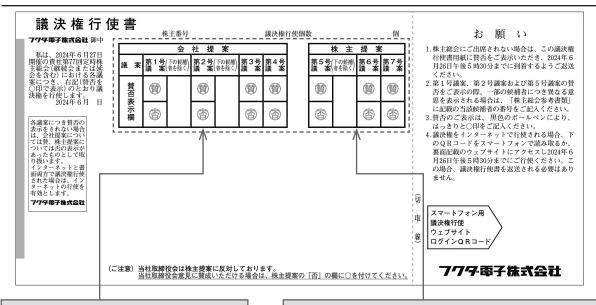
QRコードを読み取る「スマート行使」又は

議決権行使サイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法のいずれかで、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2024年 6 月26日 (水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ※ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

書面による議決権行使のご案内



第1号議案及び第4号議案は当社取締役会から ご提案させていただく議案です。 第5号議案から第7号議案は一部の株主様からのご提案です。 取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。 詳細は69頁以降をご参照ください。

※各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして お取り扱いいたします。

■記入例

会社提案・当社取締役会の意見に **賛成いただける場合**

		会	社 提	案		
護案	第 1 号 議 案	下の候補) 者を除く)	第2号議案	(下の候補) 者を除く)	第3号 議案	第4号 議 案
賛否主						
賛否表示欄			(6)		(6)	(6)

1	株 主	提案	E.
第5号議案	(下の候補) (者を除く)	第6号議案	第7号議案
(1)		(1)	(1)
(a)		(4)	®

会社提案・当社取締役会の意見に **反対される場合**

会 社 提 案										
議案	第1号 議 案	下の候補) 者を除く)	第2号議案	下の候補) 者を除く)	第3号議案	第4号議案				
賛否書	(1)		(1)		(1)	(1)				
賛否表示欄	®		(4)		(4)	(4)				

7	株 主	提了	ī.
第5号 議 案	「下の候補) 者を除く)	第6号 議 案	第7号 議 案
4		a	4

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

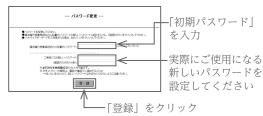
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524

受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く)

事 業 報 告

2023年4月1日から 2024年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から緩やかな回復基調にあるものの、先行きについては国際情勢等を受けた資源価格の高騰や、欧米の金融政策転換による影響が危惧される等、不透明な状況が続いております。

医療業界においては、新型コロナウイルス感染症への対応を強化しつつ、地域医療構想による 医療機関の機能分化と連携を通した効率的な医療提供体制の構築が求められております。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、1,403億23百万円(前期 比4.2%増)となりました。利益につきましては、営業利益は265億6百万円(前期比10.0% 増)、経常利益は269億90百万円(前期比7.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は 186億93百万円(前期比8.2%増)となりました。

売上高 1,403億23百万円 (前期比4.2%増)

経常利益 269億90百万円 (前期比7.6%增)

親会社株主に帰属する当期純利益 186億93百万円 (前期比8.2%増)

これらを部門別にみますと、生体検査装置部門では、血圧脈波検査装置、自動血球計数装置 の売上が減少し、売上高は306億64百万円となりました。

生体情報モニター部門では、モニタの売上高は97億22百万円となりました。

治療装置部門では、在宅医療向けレンタル事業、AEDが伸張し、売上高は597億6百万円となりました。

消耗品等部門は、記録紙、ディスポーザブル電極や上記各部門の器械装置に使用する消耗品 や修理・保守を含みます。消耗品等部門の売上高は402億29百万円となりました。

(部門別売上)

	2023年	三3月期	2024年	前 期 比		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 率	
生 体 検 査 装 置	百万円 31,058	23.1	百万円 30,664	21.9 %	△1.3 [%]	
生体情報モニター	11,625 8.6		9,722	6.9	△16.4	
治療装置	55,442	41.2	59,706	42.5	7.7	
消 耗 品 等	36,522	27.1	40,229	28.7	10.2	
合 計	134,648	100.0	140,323	100.0	4.2	

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしましたフクダグループの設備投資の総額は134億64百万円で、その主なものはレンタル用資産「在宅用酸素濃縮器」等であります。

- ③ 資金調達の状況 特に記載すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	2021年 3月期 (第74期)	2022年 3月期 (第75期)	2023年 3月期 (第76期)	2024年 3月期 (第77期) (当連結会計年度)
売	上	高(百万円)	146,756	132,098	134,648	140,323
経	常利	益(百万円)	20,264	23,422	25,081	26,990
親会当	社株主に帰属 期 純 利	する 益(百万円)	14,716	16,216	17,278	18,693
1 株	当たり当期純	刮益 (円)	486.67	536.19	571.25	622.44
総	資	産(百万円)	191,762	195,495	206,922	209,064

(注) 当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期 の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

当社は、2022年10月31日開催の取締役会決議により、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第74期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 当社は、親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社	名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フクダ電子北海	道販売㈱	98百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダ電子北東:	北販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子南東:	北販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子新潟	別 販 売 ㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子北関	東販売㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子西関	東販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子南関	東販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子東京	販 売 ㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子東京中	央販売㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子東京	西販売㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子神奈	川販売㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子北陸	販 売 ㈱	60百万円	100 %	"
フクダ電子長野	斯 売 ㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子中部	5 販売(株)	80百万円	100 %	"
フクダ電子三嶋	販 売 ㈱	40百万円	100 %	"
フクダ電子京滋	飯 売 ㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子近畿	販売(株)	80百万円	100 %	"
フクダ電子兵庫	取 売 (株)	60百万円	100 %	"
フクダ電子岡山	取 売 ㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子広島	り 販 売 (株)	90百万円	100 %	"
フクダ電子四国	販 売 ㈱	98百万円	100 %	"
フクダ電子西部:	北 販 売 ㈱	90百万円	100 %	"
フクダ電子西部	南 販 売 ㈱	70百万円	100 %	"
フクダライフテック	北海道㈱	98百万円	100 %	"
フクダライフテック	北東北㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック	南東北㈱	20百万円	100 %	"

<u> </u>			1
会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フクダライフテック北信越㈱	20百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダライフテック関東㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック常葉㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック東京㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック横浜㈱	50百万円	100 %	"
フクダライフテック中部㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック京滋㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック関西㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック兵庫㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック中国㈱	40百万円	100 %	"
フクダライフテック四国㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック九州㈱	50百万円	100 %	"
フ ク ダ ラ イ フ テ ッ ク ㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子ファインテック仙台㈱	80百万円	100 %	医用電子機器の製造
㈱フクダ物流センター	10百万円	100 %	倉庫管理及び梱包発送
フクダ電子技術サービス㈱	30百万円	100 %	医用電子機器の修理
フクダメディカルソリューション(株)	50百万円	100 %	医療用コンピュータシステムの 開発及び販売
アトミック産業㈱	10百万円	100 %	医療用記録紙の製造・販売
フ ク ダ コ ー リ ン ㈱	300百万円	100 %	医療機器・医療システムの企画・開発・ 販売及び診療支援サービス事業展開
北京福田電子医療儀器有限公司	3,900千US\$	100 %	医用電子機器の製造・販売
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	3,300千US\$	100 %	医用電子機器の販売
FUKUDA DENSHI UK LTD	1GBP	100 %	医用電子機器の販売

(4) 対処すべき課題

診療報酬、薬価、特定保険医療材料の公定償還価格改定など、引き続き不透明な市場環境が予測されますが、お客様に安心してご使用いただくための品質管理・安全管理体制の充実と、同業他社には無い差別化した製品の開発、販売体制整備のための投資、国内外の競合メーカーとの価格競争力を高めるためのコスト削減に引き続き取り組んでまいります。

また、資本効率を高めるべく創出したキャッシュ・フローを継続的に成長投資に回していくことで企業価値向上に努め、株主の皆様へ安定的な成果配分を継続していく所存でございます。

<経営理念>

社会的使命に徹し、

ME機器の開発を通じて、

医学の進歩に寄与する

中期経営計画方針としては、少子高齢化の進展に伴い変化する医療環境に適応すべく事業戦略を策定し、効率的な組織運営を実現することで強固な経営基盤を構築していくことを掲げております。

成長性が見込まれる分野への戦略的投資や効果的な研究開発の取り組みにより、医療機関への総合提案の実現、在宅医療分野における地域密着体制の強化を図り、ガバナンス・コンプライアンス体制の強化や人材育成による組織の活性化を通じて、グループ経営管理体制の充実を目指してまいります。

地域医療を支えるという使命感のもと、「予防、検査、治療、経過観察、リハビリ、在宅、介護」というワンストップサービスによる一貫した医療環境を提供することで、お客様に価値を提供するとともに持続的成長を実現してまいります。

(5) **主要な事業内容**(2024年3月31日現在)

医用電子機器の製造・購買及び販売を主な事業の内容とし、それに関連する物流・サービス等の事業活動を展開しております。

心臓・循環器系分野の心電計、生体情報モニタ、超音波画像診断装置、ペースメーカ、人工呼吸 器等を官公私立病院・大学医学部附属病院をはじめとする全国の医療施設に納入しております。

事業部門	主	品
生体検査装置部門	心電計・ホルター心電図記録解析装置・負荷心電 置・ポリグラフ・自動血球計数測定装置・呼吸機能 置	図装置・超音波画像診断装 検査装置・血圧脈波検査装
生体情報モニター部門	セントラルモニタ・ベッドサイドモニタ・医用テレ	メータ
治療装置部門	デフィブリレータ・ペースメーカ・人工呼吸器・在 素濃縮器・睡眠時無呼吸症候群の治療器・カテーテ	
消耗品等部門	記録紙・ディスポーザブル電極・各部門の器械装置に依	使用する消耗品や修理・保守

(**6**) **主要な営業所及び工場**(2024年3月31日現在)

①当社

本 社:東京都文京区 本郷事業所:東京都文京区 白井事業所:千葉県白井市

②子会社

・国内子会社

会	社	名	所	在	地
フクダ電子北洋他22社	毎道販売㈱		(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、新溪 東京、立川、横浜、金溪 吹田、神戸、岡山、広島	尺、長野、名	古屋、岐阜、京都、
フクダライフ: 他14社	テック北海:	道(株)	(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、金汤 名古屋、京都、吹田、		
フクダライフ	テック(株)		東京都文京区		
フクダメディン	カルソリュ	ーション(株)	東京都文京区		
アトミック産	 業(株)		東京都文京区		
フクダコーリ	ー ン(株)		東京都文京区		
フクダ電子フ	 ァインテッ		宮城県黒川郡大和町		
(株)フクダ物流・	センター		千葉県白井市		
フクダ電子技術	 析サービス(株)	千葉県白井市		

・海外子会社

会	社	名	所	在	地
FUKUDA DENSHI USA, Inc.			米国ワシントン州		
北京福田電子医療儀器有限公司			中国北京		
FUKUDA D	ENSHI UK	LTD	英国シェフィールド		

(7) 従業員の状況(2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	連	結会	会計	年	度	末	比	増	減	
	3,44	43(711)名							6.	1 (5)	名		

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	699 (161) 名	Š	9 (△4) 名			42.7	歳				14	1.1年	

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2024年3月31日現在)

借入	先	<u>:</u>	借	入	額
株式会社きらぼ	し銀	行			400百万円
株式会社三菱UF	J 銀	行			300
株式会社みずほ	銀	行			300
株 式 会 社 北 陸	銀	行			300
株式会社七十七	銀	行			300
株式会社商工組合中	央 金	庫			100
日本生命保険相	互 会	社			50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 156,000,000株

② 発行済株式の総数 37,747,300株 (自己株式 8,674,361株を含む)

③ 株主数 3,543名

④ 大株主(上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
福田 孝太郎				6,640=	千株	22.84%			
日本生命保険相	互会社			1,505	千株	5.18%			
ビービーエイチ スド ストック クター サブポ	- フォー フィデリティ ロ 7 ファンド(プリンシパル パートフォリオ)		1,432=	千株			4.93	%	
	ក株式会社 退職給付信託 きらに 株式会社日本カストディ銀行	ぼし銀行口		1,390=	千株	4.78%			
株式会社三菱U	JF J 銀行			1,355=	千株	4.66%			
株式会社みずほ	銀行			1,042=	千株	3.59%			
株式会社北陸銀	段行			1,000=	千株			3.44	%
福田 百合子				734=	千株			2.53	%
公益財団法人福	田記念医療技術振興財団			600=	千株			2.06	%
フクダ電子従業	負持株会			597=	千株			2.06	%

- (注) 1. 当社は自己株式を8,674千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。自己株式には株式給付信託(J-ESOP及びBBT)が所有する247千株は含まれておりません。
 - 2. 持株比率は自己株式(8,674千株)を控除して計算しております。また、小数点第3位を四捨五入しております。
 - 3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらばし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」名義の株式1,390千株は、株式会社きらぼし銀行が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については株式会社きらばし銀行が指図権を留保しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。
 - (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(3)⑤ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
 - イ. 当社は、株主還元のさらなる充実、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、2024年1月31日開催の当社取締役会決議に基づき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2024年2月1日、自己株式1,428,700株を総額11,258百万円で取得いたしました。
 - ロ. 当社は、2024年2月29日開催の当社取締役会決議に基づき、会社法第178条の規定により、2024年3月29日、自己株式1,428,700株を消却いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2024年3月31日現在)

会社における地位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福	田	孝力	大郎	
代表取締役社長	白	井	大治	台郎	
常務取締役	小	Ш	治	男	技術統括兼開発本部長兼品質保証本部長
常務取締役	玄	地	_	男	営業本部長
常務取締役	久	野	直	樹	社長室長
取締役	福	田	修	_	特命担当
取締役	杉	Щ	昌	明	杉山昌明税理士事務所代表 公認会計士杉山昌明事務所代表
取締役	佐	藤	幸	雄	株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役 株式会社ケッズトレーナー特別顧問
取締役	古	屋	_	樹	
取締役	伏	黒	久	高	住宅産業信用保証株式会社社外監査役
常勤監査役	太田	月垣	吉	孝	
監査役	後	藤	啓	=	後藤コンプライアンス法律事務所代表 株式会社西武ホールディングス社外取締役 セントラル警備保障株式会社社外取締役(監査等委員)
監査役	廣	江		昇	

- (注) 1. 取締役杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役後藤啓二氏及び廣江昇氏は社外監査役であります。
 - 3. 監査役後藤啓二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役廣江昇氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、社外取締役杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏、社外監査役後藤啓二氏及び廣江昇氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

	氏	名		退任時の地位・担当及び兼職の状況	退任日	退任事由
福	田	紀	之	社外取締役 株式会社ビジネスコンサルタント顧問	2023年6月29日	任期満了
中	Ш	行	雄	常勤監査役	2023年6月29日	任期満了

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、指名・報酬諮問委員会の設立に伴い、2022年10月31日開催の取締役会において、一部改定をしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、フクダグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上 に資する報酬体系とし、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることを基本方針 とします。具体的には、基本報酬(月額報酬)と賞与、及び業績連動型株式報酬(社外 取締役を除く)で構成します。

また、報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準、及び独立社外取締役の意見等を踏まえて見直しを行うこととします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとします。

- 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
 - (1) 賞与

各事業年度の連結経常利益に連動させ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

(2) 業績連動型株式報酬(社外取締役を除く。)

業績連動型株式報酬として、「株式給付信託(BBT(Board Benefit Trust))」を採用します。

BBTに係る指標及び額は、業績向上への動機づけとなることを目的として各事業年度の連結売上高、連結経常利益額及び連結当期純利益額に連動させ、各取締役の業務執行状況を加味した上で算出します。

また、額の決定は、「役位に応じた基準ポイント」と「前事業年度からの業績指標の増減率に応じて連動させる業績連動係数」を乗じて算出した値を当事業年度のポイント数とし、退任時までに付与されたポイントを合計した数に応じた当社普通株式(1ポイントにつき1株に換算)を退任時に給付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動性が高く、適切なインセンティブとするため、報酬等の種類ごとの比率は、「基本報酬」:「賞与」:「業績連動型株式報酬」=5:4:1 を目安とします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役が委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し、決定するものとします。

なお、決定に関する客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会(以下「委員会」という)を設置し、代表取締役が原案を委員会に示して意見を求め、委員会からの意見を十分に踏まえた上で最終的に決定することとします。

ロ. 監査役の報酬等

当社の監査役の報酬等は、月例の固定報酬及び賞与であり、個人別の報酬等は監査役の協議により決定いたします。

ハ. 当該事業年度に係る報酬等の総額等

	/3	報酬等の総額	報酬等の種	重類 別	の総額	(百万円)	対象となる
区	分	(百万円)	基本報酬	賞	与	業績連動型 株 式 報 酬	役員の員数 (名)
	帝 役 外取締役)	817 (16)	406 (13)		376 (3)	35 (-)	11 (5)
	查 役 小監査役)	17 (10)	17 (10)		_	_	4 (2)
合 (うち社	計外役員)	834 (26)	423 (23)		376 (3)	35 (-)	15 (7)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した社外取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 業績連動報酬等として賞与を支給しております。会社業績向上に対する意識を高めるため、賞与にかかる業績指標として連結経常利益を掲げ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を支給しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益額の推移は、「1.(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
 - 4. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。BBTに係る指標及び額等は、「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 - 5. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において年額10億円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は3名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の拠出金額(報酬等の額)の上限を108百万円(3事業年度)と決議いただいております。なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において上限6,200ポイント(2022年12月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)により現在の上限は12,400ポイント)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。
 - 6. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額36百万円以内と 決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は2 名)です。
 - 7. 取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役会長福田孝太郎が委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適しているからであり、委任を受けた裁量の余地も限られていることから、決定方

針に沿うものであると判断しております。なお、決定に関する客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会(以下「委員会」といいます。)を設置しており、報酬額の原案を委員会に示して意見を求め、委員会からの意見を十分に踏まえた上で最終的に決定しております。

- 8. 2005年6月29日開催の第58回定時株主総会において「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を決議いただいております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、取締役1名に対し812百万円を退任時に支給する旨となっております。
- ⑥ 社外役員に関する事項
- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
 - ・取締役杉山昌明氏は、杉山昌明税理士事務所代表、公認会計士杉山昌明事務所代表であります。当社は、杉山昌明税理士事務所、公認会計士杉山昌明事務所とは特別な関係はありません。
 - ・取締役佐藤幸雄氏は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所の相談役、株式会社ケッズトレーナーの特別顧問であります。当社は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所、株式会社ケッズトレーナーとは特別な関係はありません。
 - ・取締役伏黒久高氏は、住宅産業信用保証株式会社の社外監査役であります。当社は、住宅 産業信用保証株式会社とは特別な関係はありません。
 - ・監査役後藤啓二氏は、後藤コンプライアンス法律事務所代表、株式会社西武ホールディングス及びセントラル警備保障株式会社の社外取締役であります。当社は、後藤コンプライアンス法律事務所、株式会社西武ホールディングス、セントラル警備保障株式会社とは特別な関係はありません。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

						取締役会		監査役会				
						出席回数/開催回数	出席率	出席回数/開催回数	出席率			
取	締	役杉	Щ	昌	明	13回/13回	100%	_	_			
取	締	役佐	藤	幸	雄	13回/13回	100%	_	_			
取	締	役古	屋	_	樹	13回/13回	100%	_	_			
取	締	役伏	黒	久	高	10回/10回	100%	_	_			
監	査	役 後	藤	啓	=	13回/13回	100%	14回/14回	100%			
監	査	役廣	江		昇	13回/13回	100%	14回/14回	100%			

- (注) 伏黒久高氏は就任後に開催された取締役会を分母としております。
 - ・取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 取締役杉山昌明氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会に おいて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。ま た、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グル ープの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役佐藤幸雄氏は、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役古屋一樹氏は、長年にわたり取締役として経営を担った経験により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役伏黒久高氏は、長年にわたる金融機関での見識や海外での勤務経験、取締役として経営を担った経験により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役後藤啓二氏は、弁護士経験による専門的見地から、取締役会において取締役の 適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会におい てコンプライアンス経営並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 監査役廣江昇氏は、長年にわたる金融機関での見識と豊富な経験により、取締役会 において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。ま た、監査役会において経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っ ております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、医療機器・用品が直接人々の保健・医療の分野に直結するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとにその進歩に貢献し信頼される企業を目標として事業を営んでおります。

医療機器事業の特徴は、製品開発に医療機器を使用する顧客(医師及び医療従事者)との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であることにあります。そしてその開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要です。

以上のことから、当社の事業は、中長期的視野のもとに経営することが必要であり、短期的な利益を追い求めるような経営は許されるものではありません。今後も安定的かつ継続的に発展を続けていくために、先に述べた当社を支えてきていただいた方々への配慮のない経営は、当社の企業価値を損なうものと考えます。

2. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、2006年6月29日に開催された第59回定時株主総会におきまして、フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策「買収防衛策」(以下「本プラン」といいます。)の導入に関し、承認可決いただきました。

これは、大規模買付行為がなされようとする場合における対応策を定めたものであります。 対応策を要約しますと、買付行為の目的・方法及び内容等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであるかどうかについて、大規模買付者に対して情報提供を求めるとともに、取締役会による評価や代替案の提示を目的とした大規模買付ルールを定め、交渉を行います。そして、買付ルールが遵守されない場合や、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付の場合には、企業価値評価特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)の諮問を経て、本プラン発動の検討を行います。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、有効期限が株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までであること、企業価値・株主価値向上の観点から取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注)本プランは、本株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点をもって有効期間が満了するところ、2024年5月15日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを一部変更したうえで、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類第4号議案(当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)の一部変更と継続に関する件)をご覧ください。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策として位置づけ、必要な内部留保を図りながら企業体質を充実・強化し、競争力のある事業展開、安定的な利益還元を継続して行うことを基本方針と定めております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり60円の普通配当に加え25円の特別配当を予定しておりましたが、通期の連結営業利益、連結経常利益、連結当期純利益のいずれもが2024年1月31日に公表した予測数値を上回ったことから、普通配当を60円、特別配当を45円、合計105円とさせていただきます。これにより、年間の配当金は、先に実施いたしました中間配当金80円と合わせて1株につき185円となります。

配当支払い回数につきましては、中間期末日、期末日を基準日とした年2回を継続する方針であります。また、当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	の部	負債	の部
科目	金額	科目	金額
流動資産	119,136	流 動 負 債	34,431
現 金 及 び 預 金	60,222	支払手形及び買掛金	11,611
受 取 手 形	2,129	電子記録債務	4,753
 売 掛 金	34,641	短期借入金	1,750
電子記録債権	4,447	リース債務	287
商品及び製品	11,362	未 払 法 人 税 等 製 品 保 証 引 当 金	3,856 149
	240	要 m 休 証 51 m 並 賞 与 引 当 金	3,816
		役員賞与引当金	547
原材料及び貯蔵品	4,054	で そ の 他	7,659
その他	2,076	固定負債	5,624
貸 倒 引 当 金	△38	リース債務	1,474
固定資産	89,928	役員株式給付引当金	249
有 形 固 定 資 産	51,575	従業員株式給付引当金	358
建物及び構築物	18,755	役員退職慰労引当金	201
機械装置及び運搬具	1,183	退職給付に係る負債	2,031
工具、器具及び備品	18,045	そ の 他	1,308
土 地	9,989	負 債 合 計	40,056
リース資産	1,249	純 資 産	の部
	2,351	株主資本	162,220
	1,862	資 本 金 資 本 剰 余 金	4,621
		資本 剰余 利益 剰余	17,506
投資その他の資産	36,489		167,359 △27,266
投 資 有 価 証 券	15,496	その他の包括利益累計額	6,787
繰 延 税 金 資 産	2,769	その他有価証券評価差額金	5,594
保 険 積 立 金	16,576	為替換算調整勘定	578
そ の 他	1,654	退職給付に係る調整累計額	613
貸 倒 引 当 金	△6	純 資 産 合 計	169,008
資 産 合 計	209,064	負債純資産合計	209,064

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目 金 売 上 高 売 上 原 価 売 上 総 利 益 販 売 投 世 費 財 一 般 管 理 財 財 財 息 受 財 財 金 保 事 業 組 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日<	額 140,323 65,875 74,447 47,941 26,506 646 95 219 38 91 200
売 上 原 売 上 総 利 販 売 費 及 び 一 財 売 費 取 益 営 業 財 息 受 取 利 息 受 取 当 金 保 事 務 手 数 料 投 事 業 組 合 運	65,875 74,447 47,941 26,506 646 95 219 38 91
売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 費 営 業 外 収 益 営 取 利 息 受 取 当 金 保 事 務 手 数 料 投 事 業 組 合 運	74,447 47,941 26,506 646 95 219 38 91
販売費及び一般管理費 営業 利 益 営業外収益 受取利息 受取配当金 保険事務手数料 投資事業組合運用益	47,941 26,506 646 95 219 38 91
営業 利 益 営業 外 収 益 受取 利 息 受取 配 当 金 保険事務手数料 数料 投資事業組合運用益	26,506 646 95 219 38 91
営業 外 収益 受取 利 息 受取 配 当 金 保険事務 事数 料 投資事業組合運用益	646 95 219 38 91
受 取 利 息 受 取 部 当 金 保 険 事 務 手 数 料 投 資 事 業 組 合 運 用 益	646 95 219 38 91
受 取 利 息 受 取 配 当 金 保 険 事 務 手 数 料 投 資 事 業 組 合 運 用 益	219 38 91
受 取 部 3 金 保 険 事 務 手 数 料 投 資 事 業 組 合 運 用 益	38 91
保 険 事 務 手 数 料 投 資 事 業 組 合 運 用 益	38 91
投 資 事 業 組 合 運 用 益	91
そ の 他	
営業外費用	161
	34
為	106
U	4
そ の 他	16
	26,990
	20,550
To	6
	199
	210
	83
固 定 資 産 売 却 損 は # # # # # # # # # # # # # # # # # #	15
減損失失	73
投資有価証券評価損	29
事務所移転費用	8
ゴルフ会員権売却損	0
税金等調整前当期純利益	26,986
法人税、住民税及び事業税	8,769
法人税等調整額	△476
当期純利益	18,693
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	18,693

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金額	科目	金額
流動資産	85,446	流 動 負 債	44,517
現金及び預金	37,880	買掛金電子記録債務	6,267
受 取 手 形	2	電子記録債務	4,753
受取手形 売掛金	35,687	短 期 借 入 金	1,750
商品及び製品	6,213	リース債務	32
性 排 品	80	未 払 払 未 払 法 人 税 等	2,821
原材料及び貯蔵品	3,278	未 払 法 人 税 等	2,031
前渡金	213	預り金	23,626
短期貸付金	1,242	賞 与 引 当 金	1,497
	1,204	役員賞与引当金	377
その他質倒引当金	△357	製品保証引当金	147
固定資産	92,144	その他	1,212
	41,929	固定負債 リース債務	2,359
	12,240	リ ー ス 債 務 役員株式給付引当金	73 249
構築物	536	位 具 体 式 和 刊 刊 ヨ 並 従業 員 株 式 給 付 引 当 金	358
機械及び装置	588	退職給付引当金	681
車 両 運 搬 具	49	長期未払金	812
T D D D D 7 3 1 1 D	17,443	その他	182
上具、器具及び幅品 土 地	8,647	負債合計	46,877
リース 資産	96	<u> </u>	の部
建設 仮勘定	2,326	株主資本	125,119
無形固定資産	1,074	資 本 金	4,621
ルルロル	733	資本剰余金	17,503
ソフトウェア 仮勘 定	269	資本準備金	8,946
- インエン版画だ そ の 他	71	その他資本剰余金	8,557
投資その他の資産	49,141	利 益 剰 余 金	130,272
日 投資での他の資産 日 投資有価証券	15,260	利益準備金	1,171
関係会社株式	9,941	その他利益剰余金	129,100
	1	事業拡張積立金	300
関係会社出資金	423	固定資産圧縮積立金	53
	6,446	別途積立金	37,500
	375	_ 繰越利益剰余金	91,247
	16,536	自己 株式	△27,277
	415	評価・換算差額等	5,593
そ の 他 貸 倒 引 当 金	△260	その他有価証券評価差額金	5,593 130,713
<u>貝類 知 日 金</u> 資 産 合 計	177,590	純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計	130,713
具 性 日 IT		負債純資産合計	1//,590

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

										_		(単位・日月日)
	禾	斗						目			金	額
売				上				高				86,987
売			上		原			価				55,622
	売		上		総		利		Ż	盍		31,364
販	売	費	及	ぴ -	一 般	管	理	費				16,848
	営			業		禾	IJ		Ż	盍		14,516
営		業		外		収		益				6,916
	受			取		禾	[]		見	息		106
	受		取		配		当		S	金		6,219
	そ				\mathcal{O}				f	ь		590
営		業		外		費		用				227
	支			払		禾	[]		Æ	息		124
	為			替		훋	É		ŧ	員		99
	そ				の				f	b		2
	経			常		禾	IJ		Ż	盍		21,205
特			別		利			益				203
	固	定		資	産	륫	Ē	却	盆	益		4
	保	険		解	約	边	\vec{z}	戻	$\frac{2}{3}$	金		199
特			別		損			失				38
	固	定		資	産	륫	Ē	却	1	員		9
	投	資	有	価	証	券	評	佢	西 打	Į		29
移	ź	引	前	뇔	j	朝	純	利	ả	盍		21,371
沒	き 人	、税	`	住	民 税	及	び	事	業	兑		4,720
沒		人		税	等	調		整	客	頁		△405
놸	á		期		純		利		Ż	盍		17,057

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

フクダ電子株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰 業務執行社員 公認会計士 梶 原 崇 宏 業務執行社員 公認会計士 梶 原 崇 宏

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクダ電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

フクダ電子株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について 報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応 じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の主要部門及び子会社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、親子会社合同の重要な会議等に出席するほか、会計監査人が行う子会社の監査に立会い会計監査人の監査指摘事項を通して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、同時に必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

フクダ電子株式会社 監査役会

常勤監査役 太田垣 吉 孝 印 社外監査役 後 藤 啓 二 印

社外監査役 廣 江 昇 即

以上

株主総会参考書類

<会社提案(第1号議案から第4号議案)>

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名(うち社外取締役4名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	福 笛 孝太郎 (1945年6月27日生) 再任	1968年4月 当社入社 1973年6月 当社取締役 1978年1月 当社専務取締役 1985年8月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長(現任) 【選任理由】 福田孝太郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長及び代表取締役会長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	6,640,370株
2	台 并 关治館 (1951年11月6日生) 再任	1980年4月 当社入社 1997年4月 フクダ電子西関東販売株式会社代表取締役 2006年4月 当社執行役員 2007年4月 当社経営企画部長 2007年6月 当社常務取締役 2012年6月 当社代表取締役社長(現任) 【選任理由】 白井大治郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	_ 24,300株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	次 前 治 男 (1957年4月13日生) 再任	1982年 4 月 オリンパス株式会社入社 2011年 4 月 同社執行役員 2012年 4 月 同社常務執行役員 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 2015年 6 月 オリンパス株式会社取締役常務執行役員 技術開発 部門長 (CRDO) 2016年 4 月 同社取締役専務執行役員 技術統括役員 (CTO) 兼 技術開発部門長 (CRDO) 2019年 6 月 同社執行役 CTO 2020年 5 月 岩社入社 当社執行役員 当社開発本部副本部長 2021年 4 月 当社財務本部長 2021年 6 月 当社取締役技術統括 2023年 6 月 当社財務本部長 2021年 6 月 当社財務本部長 (現任) 【選任理由】 小川治男氏は、長年にわたり技術開発部門に携わり、取締役としての豊富な経験と実績を有するとともに、当社入社以降も開発部門の強化に貢献しております。その経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	0株
4	玄 地 一 男 (1958年3月24日生) 再任	1980年8月 フクダ電子南東北販売株式会社入社 2003年4月 フクダ電子北東北販売株式会社代表取締役 2004年4月 フクダ電子南関東販売株式会社代表取締役 2010年4月 フクダ電子南東北販売株式会社代表取締役 2014年4月 当社執行役員 当社営業本部副本部長 2020年4月 当社営業本部長(現任) 2021年6月 当社常務取締役(現任) 【選任理由】 玄地一男氏は、長年にわたり当社営業部門に携わり、当社子会社である販売会社の代表取締役を経て、現在は営業本部長として業績拡大に貢献しております。その経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	6,400株

			1
候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	久 野 道 樹 (1968年9月22日生) 再任	1998年 3 月 当社入社 2012年 7 月 当社社長室経営企画部長 2012年10月 ブレステクノロジー株式会社取締役管理部長 2014年 7 月 当社社長室付部長 2015年 7 月 当社執行役員 2021年 6 月 当社取締役 当社社長室長(現任) 2023年 6 月 当社常務取締役(現任) 【選任理由】 久野直樹氏は、長年にわたり経営企画、IRなど管理部門全般に関する広範な知見と豊富な経験を有しております。その知見と経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	4,300株
6	福 笛 修 一 (1955年3月28日生) 再任	1978年7月 当社入社 1994年4月 当社財務部経理課長 1996年4月 当社国際営業事業部シアトル駐在事務所長 1999年4月 当社経営企画本部経営企画室次長 2003年12月 当社社長室関連会社管理部長 2006年4月 フクダ電子四国販売株式会社代表取締役 2008年4月 当社報行役員 当社経理部長 2008年6月 当社取締役(現任) 2010年4月 当社経営システム部長 2023年4月 当社特命担当(現任) 【選任理由】 福田修一氏は、長年にわたり当社管理部門を主導し、経理、経営企画、経営システムなどの豊富な経験と実績を有するとともに、当社取締役就任以降、フクダグループの経営における重要な一翼を担っています。引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	299,070株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	杉 山 菖 蛸 (1947年4月14日生) 再任 社外 独立	1972年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 1974年5月 芹沢政光公認会計士事務所入所 1976年9月 公認会計士登録 1977年1月 税理士登録	0株
8	佐藤 幸 雄 (1945年10月9日生) 再任 社外	1971年 5 月 日本大学医学部入局(衛生学) 1980年12月 医学博士号取得 1981年 5 月 オリンピック強化選手IOC公認スタッフ 1983年 4 月 株式会社イリス代表取締役社長 1985年 6 月 株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役(現任) 2000年 5 月 株式会社ケッズトレーナー特別顧問(現任) 2008年 4 月 株式会社オフィスM・A特別顧問 2009年 6 月 株式会社青山ビジネスフォーラム特別顧問 2019年 6 月 当社社外取締役(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 佐藤幸雄氏は、長年にわたり臨床医として活躍され、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見を有しています。その知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	800株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
9	***	1982年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 2000年5月 同社取締役 2004年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 2007年5月 同社専務執行役員 2009年5月 同社取締役副社長 2016年5月 同社代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 2019年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役会長 2022年6月 当社社外取締役(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 古屋一樹氏は、長年にわたり取締役として経営を担った経験を有しております。その経験を活かし、取締役の職務執行に対する監	0株
		督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任 と判断しました。 1983年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行	
10	(1960年2月28日生) 再任 社外 独立	1983年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)人行 1995年1月 スイス三和銀行出向 1998年4月 三和インターナショナルピーエルシー出向 2001年2月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)システム部次長 2003年7月 株式会社ユーフィット(現 TIS株式会社)出向 企画部長 2004年4月 UFJIS株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社)出向 取締役総合企画部長 2010年7月 三菱紀所DCS株式会社出向 金融・カード事業本部副本部長 2011年4月 同社執行役員カード事業本部長 2012年9月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)退職 2012年10月 三菱総研DCS株式会社常務執行役員 2024年6月 同社常務取締役常務執行役員 2022年12月 同社顧問 2023年6月 住宅産業信用保証株式会社社外監査役(現任) 2023年6月 生社社外取締役(現任) 「選任理由及び社外取締役として期待される役割」 (大黒久高氏は、長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、海外での勤務経験や情報システム関係の経験のほか、取締役として経営を担った経験を有しております。その見識や経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 杉山昌明氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年になります。
 - 4. 佐藤幸雄氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年になります。
 - 5. 古屋一樹氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時を もって2年になります。
 - 6. 伏黒久高氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時を もって1年になります。
 - 7. 当社と杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において取締役に再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
 - 8. 杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 10. 上記各候補者の略歴は、2024年5月15日現在のものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役太田垣吉孝氏、後藤啓二氏及び廣江昇氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査役3名(うち2名は社外監査役)の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	装 缶 道 *	1978年 4 月 株式会社東京都民銀行(現 株式会社きらぼし銀行)入行 1998年 4 月 同行三河島支店長 2000年 4 月 同行総合企画部副部長 2002年 7 月 同行総務部副部長 2010年 6 月 同行退職 2010年 6 月 株式会社ティー・ビー・エム(現 株式会社トータルビルメンテナンス)転籍同社執行役員 2011年 6 月 同社常務執行役員 2012年 5 月 当社入社当社人事総務部長 2019年 4 月 当社顧問 2020年 6 月 当社監査役 2023年 6 月 当社常勤監査役(現任) 【選任理由】 太田垣吉孝氏は、長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、当社の人事・総務部門に携わった豊富な経験を有しています。これらの見識や経験を、経営全般の監督と適正な監査活動に生かすことが十分に期待できることから、監査役候補者として適任と判断しました。	400株

候 補 者	氏 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る
番 号	(生年月日)		当社の株式数
2		1982年 4 月 警察庁入庁 1992年 6 月 内閣法制局 2001年 4 月 大阪府警察本部生活安全部長 2003年 1 月 愛知県警察本部警務部長 2004年 8 月 内閣官房(安全保障・危機管理担当)内閣参事官 2005年 8 月 西村ときわ法律事務所入所 第一東京弁護士会弁護士登録 2007年 6 月 当社社外監査役 2008年 7 月 後藤コンプライアンス法律事務所代表(現任)兵庫県弁護士会弁護士登録 2009年 5 月 株式会社ノンストレス社外監査役 2010年 5 月 当社社外監査役辞任 2012年 5 月 セントラル警備保障株式会社社外監査役 2013年 6 月 株式会社プリンスホテル社外取締役 2015年 6 月 株式会社の武ホールディングス社外取締役(現任)2023年 5 月 セントラル警備保障株式会社社外取締役(現任)2023年 5 月 セントラル警備保障株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 1選任理由】 後藤啓二氏は、独立した第三者の立場からの客観的・中立的な視点による監査業務、並びに弁護士という高い専門性に基づくコンプライアンス体制への助言等を果たすことが期待されるため、当社監査で社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。	0株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3		1977年 4 月 株式会社東京都民銀行(現 株式会社きらぼし銀行)入行 1998年 4 月 同行秋津支店長 2001年 4 月 同行営業統括部部長 2001年10月 同行上石神井支店長 2009年10月 学校法人駒澤学園出向 2010年 3 月 株式会社東京都民銀行(現 株式会社きらぼし銀行)退職 2010年 4 月 学校法人駒澤学園転籍 2016年 4 月 同学校法人理事・事務局長兼経理部長 2019年 4 月 同学校法人常務理事・事務局長 2020年 4 月 同学校法人参与 2020年 6 月 当社社外監査役(現任) 【選任理由】 廣江昇氏は、これまで会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、学校法人の経営に携わった豊富な経験を有しています。これらの見識や経験を、経営全般の監督と適正な監査活動に生かすことが十分に期待できることから、監査役候補者として適任と判断しました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 後藤啓二氏、廣江昇氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 後藤啓二氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年になります。なお、同氏は、2007年6月に当社の社外監査役に就任し、2年11ヶ月在任しておりました。
 - 4. 廣江昇氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって 4年になります。
 - 5. 当社と太田垣吉孝氏、後藤啓二氏及び廣江昇氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において監査役に再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
 - 6.後藤啓二氏及び廣江昇氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員 として同取引所に届け出ております。
 - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、 被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受 けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補 者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は 次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 8. 上記各候補者の略歴は、2024年5月15日現在のものであります。

【ご参考】スキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役及び監査役の主たる経験分野・専門性は下記のとおりとなります。

	氏名			企業経営	グローバル	財務・会計	製造・ 研究開発	法務	営業	ΙΤ· デジタル	医学	
	福	田	孝太	た郎	0	0	0	0		\circ		
	白	井	大治	台郎	0	0	0			\circ		
	小	Ш	治	男	0	0	0	0				
	玄	地	_	男	0					0		
取締役	久	野	直	樹	0		0			\bigcirc		
月以7市1文	福	田	修	_	0	0	0			\bigcirc	0	
	杉	Щ	昌	明	0		0					
	佐	藤	幸	雄	0							0
	古	屋	_	樹	0		0			\circ		
	伏	黒	久	高	0	0	0				0	
	太田	垣	吉	孝			0					
監査役	後	藤	啓	_					0			
	廣	江		昇			0					

[※]上記一覧表は、各人の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。)を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)の導入についてご承認いただきました。また、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が2021年3月1日に施行されたことに伴い、法令改正に伴う手続上の改定を2021年6月29日開催の第74回定時株主総会でご承認いただき現在に至っております(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)。

本議案は、本制度に基づき当社株式を取得する資金として拠出する金額の上限の廃止、取締役に付与するポイント数の上限の変更、及び、退任した取締役への株式等の給付方法について一部改定したうえで本制度を継続することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」(事業報告 [本招集ご通知19頁] をご参照ください。)とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会でご承認いただきました取締役の報酬額(年額10億円以内(うち社外取締役分20百万円以内)。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

当社では取締役の報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、その過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設けており、本議案は、同委員会の審議を経て、取締役会において決議したものです。

2. 本制度における報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容 従前の本制度の内容を一部改定いたしたく存じます。(主な改定箇所は下線のとおりです。)

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式<u>及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)</u>が給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役(ただし、社外取締役を除きます。また、監査役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

2016年9月から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 当社が本信託に拠出する金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、92百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式20.800株を取得しております。

また、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が 先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することとします。ただし、か かる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に 関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未 了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、 残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株 式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり40,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は120,000株となります。なお、本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、40,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式 \underline{s} の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)。

なお、ご参考として、取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(40,000株)に2024年 3 月29日の終値6,930円を乗じた場合、約277百万円となります。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数 (40,000株) の発行済株式総数 (2024年3月31日現在。自己株式控除後) に対する割合は約 0.14%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までに取締役に対し付与されたポイントを合計した数(以下、「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

(7) 当社株式等の給付時期及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。<u>ただし、制度の自由度を高めるため、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売</u>却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び当該取締役に取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

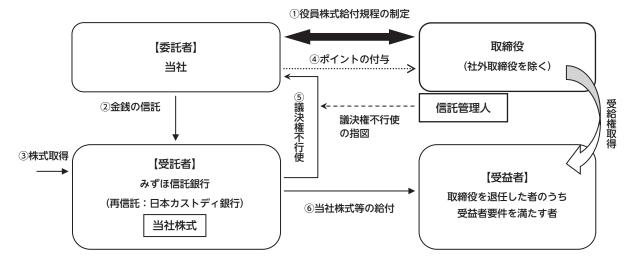
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、当該受益者が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)の一部変更と継続に関する件

当社は、2006年6月29日開催の第59回定時株主総会において、当社株式に対する濫用的な買付(買収)等を未然に防止するための「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)基本方針」について、株主の皆様のご承認を得て導入し、以降、毎年、定時株主総会終了後に最初に開催される当社取締役会においてその継続を決議しております(2023年6月29日に開催された当社取締役会で継続決議された「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)基本方針」を、以下「現プラン」といいます。)。現プランの有効期間は、本定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点をもって満了いたします。

当社は、現プランの導入後も、社会・経済情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、現プランのあり方につき検討を重ねてまいりましたが、現プランの満了に先立ち、2024年5月15日に開催された当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、現プランから一部改定のうえで、継続すること(以下、継続導入する予定の対応策を「本プラン」といいます。)を決定いたしました。

なお、本プランは、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、現プランから 主に以下の点について変更しております。また、本プラン継続当初における企業価値評価特別委員会 委員の氏名及び略歴は別紙-2に記載のとおりであります。

<現プランからの主な変更点>

- ・有効期限の見直し
- ・大規模買付行為及び特定株主グループの定義の見直し
- ・大規模買付行為開始前の必要情報の提供期間の上限を設定
- ・対抗措置発動に係る株主意思確認プロセスの追加
- ・上記変更に伴う修正その他の形式的な字句の修正等

フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)

1. 導入の目的

当社は1939年に当時高価であった輸入心電計の国産化を図るなど創業以来今日まで呼吸・循環器系医療機器ひとすじに携わり、専業メーカーとして医療機器の製造・販売を行い、それを通して人々の健康への願いをお手伝いしてまいりました。

当社は、医療機器・用品が直接人間の保健・医療の分野に直結するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとにその進歩に貢献し信頼される企業を目標として事業を営んでおります。また当社では、全国に販売子会社のネットワークを構築し、いつでもどこでも、お客さまの要望に即応できる販売・メンテナンス体制を整えてまいりました。

また、当社グループは中期的目標として、中期3カ年経営計画を継続的に策定し、グループ全体の課題に対して随時、プロジェクトチームを編成し実行に取り組んでおります。

医療機器事業の特徴は、製品開発に医療機器を使用する顧客(医師及び医療従事者)との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であることにあります。そしてその開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要です。

当社は創業以来、顧客である医師及び医療従事者の皆様、原材料・部品等のお取引先の皆様、従業員、そして1982年5月の株式公開以降は一般株主の皆様にも支えられ、今日まで安定的かつ継続的な発展を遂げることができたものと自負しております。

このように当社の事業は、中長期的視野のもとに経営することが必要であり、短期的利益を 追い求めるような経営は許されるものではありません。今後も安定的かつ継続的に発展を続け ていくために、先に述べた当社を支えてきていただいた方々への配慮のない経営は、当社の企 業価値を損なうものといえます。

もちろん当社経営陣は、当社株主の皆様の付託を受けて当社の経営に当たるのであって、どのような経営者に経営を託するかは、当社株主の皆様のご判断に委ねられています。

また、大規模買付行為がある場合(以下に定義します。)にそれを受け入れるかどうかも、 最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。しかしながら、大規模買付者 (以下に定義します。)が、当社株主の皆様が必要とされる十分な情報を提供するとは限りま せん。また、大規模買付者が、当社の事業ではなく資産に主たる関心を置き、医療機器事業の 負う社会的使命を省みない効率や短期的利益優先の経営を行なうことが疑われる場合など、大 規模買付行為によって当社の企業価値を著しく損なう結果になる危険もあります。

そこで、当社は、大規模買付行為がなされようとする場合に、当社株主の皆様に対する十分な情報提供を行える機会を確保しつつ、株主の皆様の共同の利益及び当社事業の公益的側面を踏まえ、買付行為の目的、内容等を事前に検証し、当該買付行為が当社株主の皆様の共同の利益に反するものであると判断される場合には、これを未然に防ぐと共に、大規模買付者と当社取締役会とが交渉を行なう機会を設けることを目的として、2006年6月29日開催の第59回定時株主総会でのご承認に基づき現プランを導入しました。

なお、2024年3月31日現在の大株主の状況は別紙-3のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の26.52%は当社役員及びその関係者(以下「当社役員等」といいます。)によって保有されておりますが、今後、当社株式に対して当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するような大規模買付行為が行われる可能性は否定できず、また、当社役員等の保有株式は、今後、譲渡又は相続等の諸事情により、分散化が進む可能性も否定できないことから、必ずしも将来にわたって安定した地位を占めるものとまでは言えません。

そこで、今般、社会・経済情勢の変化も踏まえ、現プランの満了に先立ち、2024年5月15日に開催された当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部変更した本プランの継続導入を決定いたしました。

なお、本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」も踏まえたものになっております。

その具体的な内容は以下のとおりです。

2. 大規模買付行為の定義

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 1 特定株主グループ^{注1}の議決権割合^{注2}を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為
- 2 特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為
- 3 上記 1 若しくは 2 に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本 3 において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者又は特別関係者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^{注3}を樹立するあらゆる行為^{注4}(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)
 - 注1:特定株主グループとは
 - (i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに下記(iii)に該当する者又は、
 - (ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)並びに下記(iii)に該当する者
 - (iii)上記(i)又は(ii)の特定株主グループのいずれかの者との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行及び証券会社その他の金融機関、これらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士及び公認会計士その他のアドバイザー、並びにこれらの者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社の株券等を譲り受けた者

をいいます。

注2:議決権割合とは

- (i)特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者及び上記(iii)の者の保有株券等の数(同条項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。以下同じとします。)又は、
- (ii)特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者並びに上記(iii)の者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計

をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権(同法

第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、自己株券買付状況報告書、有価証券報告書、半期報告書等のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:この関係の樹立の判定方法等

この関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契 約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた 当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の 株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注4:この行為の判断方法等

この行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします (かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。な お、当社取締役会は、本文の3所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲 において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 大規模買付者に対して遵守を求めるルール

大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して、大規模買付 行為にあたって次のようなルールの遵守を求めます。このルールは、大規模買付行為に応じるか否 かの株主の皆様の意思決定に必要・有益な情報を提供すると同時に、現経営陣による評価や代替案 等の提示に必要な時間を得ることを目的としています。

ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、株主の皆様の全体の利益の保護を目的として、 4. で述べる対抗措置を採ることがあります。

大規模買付ルール(以下「本買付ルール」といいます。)

1 大規模買付行為開始前の情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為を行う前に、当社に対して、下記の各号に定める買付内容の検討に必要な情報(以下「必要情報」といいます。)を提供する旨及び当該大規模買付者が本買付ルールに定める手続を遵守する旨を誓約した書面を、当社の求める書式により提出していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から当該書面が提出された事実について適時適切に開示を行うとともに、必要に応じて、当社に提供された情報の全部又は一部について、適時適切に開示を行います。

当社は、大規模買付者から提出された書面を受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初 提供していただくべき必要情報の書式を当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供してい ただいた情報を精査した結果、必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者 に対し、回答期限を定めた上、必要情報の書式を交付した日から60日以内(以下「情報提供期間」といいます。なお、60日の経過前に、必要情報の提供が完了したと当社が判断した場合、 情報提供期間の終了を大規模買付者に通知します。)に限り、必要情報の追加提供を求めること があります。大規模買付者には、当社が定めた期限までに追加情報を提供していただきます。当社は、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じとします。)の助言も受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社としての意見を慎重にとりまとめ公表します。

なお、大規模買付者は、必要情報に含まれる情報について、当社が適当と判断する情報を公表 することに異議を述べないものとします。

また、必要情報として提出していただく情報の具体的内容は、大規模買付者等の属性、買付等の内容により異なりますが、主な項目は以下のとおりです。

- ① 特定株主グループ (共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を 含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、経歴又は沿革、事業内容、財務内容、当社の 事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 買付の目的、方法及び内容(買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。)
- ③ 買付等に際して、第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存在する場合には その内容
- ④ 買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)
- ⑤ 買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 買付後の当社の経営方針、事業計画(会社資産の処分・使用の計画等が含まれていなければならないものとします。)、財務計画、資本政策及び配当政策その他買付後における当社及び当社子会社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会、その他当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他当社が合理的に必要と判断する情報

2 検討期間

情報提供期間が終了した日の翌日から、日本円の現金による全株式取得の場合は60日間を、その他の場合は90日間を当社取締役会の評価・検討の期間とし、情報提供期間及び当該評価・検討期間の間、大規模買付者は一切の買付行為を行わないものとします。なお、この検討期間は、4.(2)に定めるとおり延長される場合があります。

取締役会は、この間に上記1と同様に独立した第三者の助言も受けながら、大規模買付行為がなされた場合の当社の企業価値に対する影響を精査し、取締役会としての意見を形成します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件の変更を交渉したり、取締役会として株主の皆様に代替案を提示したりすることがあります。

3 株主の皆様に対する情報提供

当社は必要と判断される場合に、大規模買付者から提供を受けた必要情報、大規模買付者との交渉経過や取締役会としての代替案等、株主の皆様の判断に必要かつ有益と考えられる情報を適時に適切な範囲で公表するものとします。大規模買付者は、かかる公表に対して、自ら提供した情報と異なることを理由とする場合を除いて、法的根拠の如何を問わず、一切異議を述べないものとします。

4. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 本買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が本買付ルールを遵守した場合、原則として以下(2)に掲げる対抗措置はとらないものとします。但し、以下(3)②乃至④のいずれかに該当し、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、以下(2)に掲げる手続に従って対抗措置をとる場合があります。

(2) 本買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者によって本買付ルールが遵守されない場合には、取締役会は株主の皆様の全体の利益の保護を目的として、別紙-1に概説された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することにより、大規模買付行為に対抗することがあります。

対抗措置を発動するか否かについては、取締役会は恣意的な判断を避けるためのチェック機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役や社外の保険・医療及び医療関連事業の専門家ないし社外有識者^{注5}等、当社と利害関係のない中立公正な第三者により予め組織された企業価値評価特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)に対して、その発動の要否を諮問するものとします。

注5: 社外有識者とは

経営経験豊かな企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

特別委員会は、「大規模買付者が真摯に合理的経営を目指すものではなく、大規模買付行為による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすおそれがあるか否か」を基準として審議し、取締役会に対して答申するものとします。

取締役会は、特別委員会が対抗措置発動を否定する答申をした場合には、原則として対抗措置をとらないものとしますが、この答申を最大限尊重したうえで、本方針に基づく対抗措置発動の要否を最終的に決定できるものとします。

なお、特別委員会の答申は、3.2の検討期間の満了までになされるものとします。また、 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができるものとします。 また、3.2の検討期間満了までに答申をなすことが困難と認められる場合には、特別委員会は当社に対して検討期間の延長を要請することができ、その場合当社はかかる要請を公表して検討期間を延長(最長30日)するものとし、大規模買付者はその延長期間中も検討期間中と同様一切の買付行為を行なわないものとします。なお、当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、大規模買付者による大規模買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、特別委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

なお、本プラン継続当初において予定される特別委員会委員の氏名及び略歴は、別紙-2のとおりです。また、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙-3のとおりです。なお、現在、当社株式の大規模買付行為に係る提案などを受けている事実は一切ありません。

(3) 対抗措置発動の要件

当社は、大規模買付行為が下記のいずれかに該当する場合には、上記4.(2)の手続を経て、本新株予約権を発行することを予定しております。

- ① 本買付ルールを遵守しない買付である場合(大規模買付者の買付に対する当社の代替案提示のために合理的に必要な期間を与えることなく買付を行う場合、必要情報等当社株主の皆様が大規模買付者の買付につき判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供せずに買付を行う場合を含みますが、これに限られません。)
- ② 次に掲げる行為により、当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
 - a グリーンメール (株式を買い占め、その株式を当社に対して高値で買い取ることを要求する行為)
 - b 当社の経営を一時的に支配することにより、当社の重要な資産等を廉価で取得する

等、継続企業としての当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行なうような行為

- c 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用 する行為
- d 当社の経営を一時的に支配して、当社の資産等を処分させ、その処分利益によって一時的な高配当を行ったり、一時的な高配当による株価上昇の機会に高値で売り抜ける 行為
- ③ 強圧的二段階買付^{注6}等株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である 場合
- ④ 買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合(「買付の条件」は、対価の価額・種類に限らず、必要情報として大規模買付者から提供された情報の一切を含むものとします。)

注6:強圧的二段階買付とは

最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。

(4) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記4. (2)の手続を経て対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示します。

なお、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した場合において、大規模 買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行った場合には、本新株予約権の割当の効力発生日の前日までにおいては本新株予約権の割当て を中止し、本新株予約権の割当の効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日まで においては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止すること ができるものとします。

5. 本プランの適用開始と有効期限

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとし、3年後の2027年6月に開催予定の当社第80回定時株主総会の終結の時まで有効であるものとします。また、当社は、本プランの有効期間中であっても、会社法等、関係法令等の改正・整備等や株式会社東京証券

取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、かつ新中期3カ年計画の進捗状況も勘案しつつ、企業価値・株主価値向上の観点から、必要に応じて本プランを随時見直し、場合によっては、特別委員会の意見も踏まえて取締役会の決議により必要に応じて本プランを廃止又は変更(ただし、本プランの内容の重要な変更については、株主総会の決議により行うものとします。以下、本項において同じとします。)することがあります。当社の取締役の任期は1年であり、毎年の定時株主総会で選任されます。本プランの廃止又は変更は、毎年の株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることになります。本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及びその内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかにお知らせいたします。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社経営陣から代替案等の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。当社取締役会は、本プランの導入により、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う機会を確保できることになり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えます。

また、本プランは本定時株主総会でのご承認をもって発効し、かつ、その有効期限は2027年6月に開催予定の当社第80回定時株主総会の終結の時迄となっております。更に、当社は取締役の任期を1年としており、取締役は毎年6月の定時株主総会で選任されており、その後に開催される取締役会により、本プランの改廃や対抗措置を発動させないことが可能であって、議決権の行使により株主の皆様の意思が反映される仕組みとなっております。従って、当社取締役会は本プランが相当であると認識しております。

なお、本プランは、当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッド・ハンド型対応方針(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型対応方針(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい対応方針)でもありません。

① 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

② 新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

別紙に記載の新株予約権を発行して対抗措置を採ることは、大規模買付者に新株予約権の 権利行使をできなくすることにより、当社に回復しがたい損害をもたらすおそれがある買付 (買収)を進めることを抑止するものであって、特定の株主・投資家の皆様を優遇するもの ではありません。

実際に対抗措置が採られる場合には、株主割当により、新株予約権発行決議時に別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割り当てられます。

大規模買付者及びその特定株主グループに属する者以外の株主及び投資家の皆様は、当該新株

予約権を行使し、新株の交付を受けることができるので、不測の損害を被ることはありません。

本新株予約権の発行時において、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者及びその特定株主グループに属する者につきましては、この対抗措置 の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決議した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以後)において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を取得して当社株式を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

7. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要となる手続

本新株予約権についての発行についての、当社株主の皆様に関わる手続の詳細につきましては、 実際に本新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたしますが、以下 の点にご注意いただく必要がございます。

① 株主名簿への記録の手続

当社取締役会が本プランの発動を決定し、株主割当による新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて 新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様は、公告された割当期日までに株主名 簿に記録される必要があります。

② 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、新株予約権の 引受権付与の通知及び新株予約権の申込証を送付いたしますので、株主の皆様は、当社取締役 会が別途定める申込期間内に申込証に必要事項を記載・捺印のうえ、申込取扱場所に提出する ことにより、新株予約権の申込の手続を行なっていただく必要があります。当該申込期間内に 申込が行なわれない場合、新株予約権引受権は失効してしまいますのでご注意ください。

但し、会社法第277条に定める新株予約権無償割当の方法により株主の皆様に新株予約権が割り当てられる場合には、上記の新株予約権の申込の手続は不要となり、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当の効力発生日におい

て、当然に新株予約権者となります。

③ 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に新株予約権の申込を行った株主の皆様(会社法第277条に定める新株予約権無償割当の方法により新株予約権が株主の皆様に割り当てられる場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様)に対し、新株予約権の行使請求書(株主ご自身が大規模買付者ではないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)、その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様は、権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、当社取締役会が定める額(以下「行使価額」といいます。)を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、当社取締役会が定める数の当社普通株式が発行されることとなります。

但し、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得することができると定められた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

本新株予約権の概要

(1)発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行決議(以下「新株予約権発行決議」という。)において当社取締役会が割当期日として定める日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済株式数(但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。)を上限とする。

(2)募集方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式(但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。) 1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。但し、新株予約権無償割当の方法を用いる場合がある。

- (3)新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - 1) 新株予約権の目的となる株式の種類当社普通株式とする。
 - 2) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、又は、資本減少、合併、会社分割等を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、所要の調整を行うものとする。

(4)新株予約権の払込金額

無償とする(金額の払込みを要しない)。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円以上で、当社取締役会が定める額とする。

(6)新株予約権の行使条件

特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細について は、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記(6)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社の株式等と引換えに当社が取得することのできる旨の条項を付すことができるものとする。

企業価値評価特別委員会委員の氏名、略歴

氏 名 (生年月日)	略 歴
** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	1972年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 1974年5月 芹沢政光公認会計士事務所入所 1976年9月 公認会計士登録 1977年1月 税理士登録 杉山昌明税理士事務所代表(現) 1987年8月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)社員 1997年8月 同監査法人代表社員 2006年6月 同監査法人監事会議長 2009年6月 に監査法人退社 2009年7月 公認会計士杉山昌明事務所代表(現) 2014年5月 株式会社TSIホールディングス社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現)
佐藤幸雄 (1945年10月9日生)	1971年 5 月 日本大学医学部入局 1980年12月 医学博士号取得 1981年 5 月 オリンピック強化選手IOC公認スタッフ 1983年 4 月 株式会社イリス代表取締役社長 1985年 6 月 株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役(現) 2000年 5 月 株式会社ケッズトレーナー特別顧問(現) 2008年 4 月 株式会社オフィスM・A特別顧問 2009年 6 月 株式会社青山ビジネスフォーラム特別顧問 2019年 6 月 当社社外取締役(現)
55 を ^{かず} 樹 古 屋 [→] 樹 (1950年1月13日生)	1982年 5 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 2000年 5 月 同社取締役 2004年 5 月 同社常務取締役 同社常務執行役員 2007年 5 月 同社専務執行役員 2009年 5 月 同社取締役副社長 2016年 5 月 同社代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 2019年 5 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役会長 2022年 6 月 当社社外取締役(現)

氏 名	
(生年月日)	略 歴
從 黛 久 高 (1960年2月28日生)	1983年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 1995年1月 スイス三和銀行出向 1998年4月 三和インターナショナルピーエルシー出向 2001年2月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)システム部次長 2003年7月 株式会社ユーフィット(現 TIS株式会社)出向 企画部長 2004年4月 UFJIS株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社)出向 取締役総合企画部長 2009年7月 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社出向 取締役総合金融システム統括部長 2010年7月 三菱総研DCS株式会社出向 金融・カード事業本部副本部長 2011年4月 同社執行役員カード事業本部長 2012年9月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)退職 2012年10月 三菱総研DCS株式会社常務執行役員 2014年6月 同社常務取締役常務執行役員 2023年6月 住宅産業信用保証株式会社社外監査役(現)
後藤啓二(1959年7月30日生)	1982年 4 月 警察庁入庁 1992年 6 月 内閣法制局 2001年 4 月 大阪府警察本部生活安全部長 2003年 1 月 愛知県警察本部警務部長 2004年 8 月 内閣官房(安全保障・危機管理担当) 内閣参事官 2005年 8 月 西村ときわ法律事務所入所 第一東京弁護士会弁護士登録 2006年 3 月 株式会社白洋舎社外監査役 2007年 6 月 当社社外監査役 2008年 7 月 後藤コンプライアンス法律事務所代表(現) 兵庫県弁護士会弁護士登録 2009年 5 月 株式会社ノンストレス社外監査役 2010年 5 月 当社社外監査役辞任 2012年 5 月 セントラル警備保障株式会社社外監査役 2015年 6 月 株式会社西武ホールディングス社外取締役(現) 2016年 6 月 当社社外監査役(現) 2016年 6 月 当社社外監査役(現) 2012年 5 月 セントラル警備保障株式会社社外取締役(監査等委員)(現)

氏 名	
(生年月日)	略 歴
g 注 。gesa 廣 江 昇	1977年 4 月 株式会社東京都民銀行(現 株式会社きらぼし銀行)入行 1998年 4 月 同行秋津支店長 2001年 4 月 同行営業統括部部長 2001年10月 同行上石神井支店長 2009年10月 学校法人駒澤学園出向 2010年 3 月 株式会社東京都民銀行(現 株式会社きらぼし銀行)退職
(1954年10月11日生)	2010年 4 月 学校法人駒澤学園転籍 2016年 4 月 同学校法人理事・事務局長兼経理部長 2019年 4 月 同学校法人常務理事・事務局長 2020年 4 月 同学校法人顧問 2020年 6 月 当社社外監査役(現)
芝 部 彦 (1967年3月30日生)	1991年 4 月 警察庁入庁 1993年 1 月 警察大学校助教授 1996年 5 月 米国イェール大学経営大学院修士課程修了(経営学修士) 1996年 7 月 神奈川県警察本部警備部外事課長 1998年 7 月 警察庁警備局外事課課長補佐 2004年10月 国広総合法律事務所入所 第二東京弁護士会弁護士登録 2007年 6 月 当社補欠監査役 2010年 4 月 芝経営法律事務所(現 芝・田中経営法律事務所)設立(現) 2010年 5 月 当社社外監査役 2010年 6 月 株式会社プリンスホテル社外監査役 2010年 6 月 株式会社ベリザーブ社外取締役 2011年 6 月 岡本硝子株式会社社外監査役 2013年 6 月 空港施設株式会社社外監査役 2013年 6 月 日本ハム株式会社社外監査役 2015年 6 月 日本ハム株式会社社外監査役(現) 2016年 6 月 当社社外監査役退任 2023年 6 月 株式会社KADOKAWA社外取締役(現)
中原健夫 (1970年8月5日生)	1998年4月 原田・尾崎・服部法律事務所(現 尾崎法律事務所)入所第一東京弁護士会弁護士登録 2002年4月 アメリカンファミリー生命保険会社(現 アフラック生命保険株式会社)入社 2005年9月 あさひ・狛法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 2007年3月 のぞみ総合法律事務所入所 2008年5月 弁護士法人 ほくと総合法律事務所入所(現) 2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人監督役員(現) 2020年4月 一般社団法人コーポレート機能協会監事(現)

別紙-3

当社の大株主の状況(2024年3月31日現在)

(1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数 156,000,000株

② 発行済株式総数 37,747,300株(自己株式8,674,361株を含む。)

③ 株主数 3,543名

(2) 大株主の状況(上位10位)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
福田 孝太郎	6,640,370	22.84
日本生命保険相互会社	1,505,740	5.18
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)	1,432,083	4.93
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀 行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,390,200	4.78
株式会社三菱UFJ銀行	1,355,840	4.66
株式会社みずほ銀行	1,042,440	3.59
株式会社北陸銀行	1,000,000	3.44
福田 百合子	734,588	2.53
公益財団法人福田記念医療技術振興財団	600,000	2.06
フクダ電子従業員持株会	597,722	2.06

- (注) 1. 当社は自己株式を8,674,361株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。自己株式には株式給付信託(J-ESOP及びBBT)が所有する247,700株は含まれておりません。
 - 2. 持株比率は自己株式 (8,674,361株) を控除して計算しております。また、小数点第3位を四 捨五入しております。
 - 3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」名義の株式1,390,200株は、株式会社きらぼし銀行が保管する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については株式会社きらぼし銀行が指図権を留保しております。

<株主提案(第5号議案から第7号議案)>

第5号議案から第7号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。

以下の議題、議案の要領及び提案の理由は、議案番号を調整したほかは、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

第5号議案 取締役2名選任の件

ア 議案の要領

次の2名を取締役に選任する。

① 佐藤 円香 (さとう まどか) (新任) (社外取締役)

【生年月日】

1963年11月20日

【略歷】

1984年10月 シュローダー・バンキング・グループ東京駐在員事務所(現:シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社) 入社

1990年1月 同社調査部 日本株式アナリスト (1998年4月より2006年9月まで調査部 長兼務)

2023年11月 同社 定年退職

2023年12月 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ (非常勤)

【重要な兼職の状況】

株式会社ストラテジー・アドバイザーズ

【所有する当社株式の数】

0株

② 中村 裕介 (なかむら ゆうすけ) (新任) (社外取締役) 【生年月日】

1982年7月15日

【略歴】

2008年9月 弁護士登録、牛島総合法律事務所 入所

2013年8月 川崎修一法律事務所(現:弁護士法人久屋総合法律事務所) 入所

2015年6月 同法律事務所 パートナー弁護士 2024年4月 同法律事務所 代表パートナー弁護士

【重要な兼職の状況】

弁護士法人久屋総合法律事務所 代表パートナー弁護士

【所有する当社株式の数】

0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 - 2. 各候補者は、社外取締役候補者です。
 - 3. 各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。各候補者からは、その選任が承認された場合、当社が各候補者を独立役員として届け出ることについて承諾を得ています。
 - 4. 当社は、現在の各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しているとのことです。請求者は、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間においても同様の責任限定契約を締結するよう当社に求めます。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしているとのことです。請求者は、各候補者の選任が承認された場合、各候補者も同様に当該保険契約の被保険者に含めるよう当社に求めます。
 - 6. 上記各候補者の略歴は、2024年4月18日時点のものです。

なお、当社の現行定款第18条は、当社の取締役を10名以内とすることを定めているところ、別の議案(会社提案に係る議案を含む。)において9名以上の取締役の選任が提案された場合には、取締役候補者の合計が定款上の取締役の員数の上限を超えることとなります。そのため、このような場合には、本議案及び当該別の議案に係る全取締役候補者について採決を行い、過半数の賛成を得た取締役候補者が10名を超える場合には、より多くの賛成を得た取締役候補者から順に10名に達するまで取締役に選任することを求めます。

イ 提案の理由

① 一連の提案の背景及び目的

当社は、心電計などの製品分野において長年業界シェアのトップを維持する、日本を代表する医療機器メーカーの一つです。当社は、1939年の創業以来、様々な機器を提供することにより日本の医療現場を支え、国民の健康維持・増進に貢献してきました。請求者は、こ

のような企業を作り上げ、運営してこられた創業家、経営陣及び従業員の皆様のこれまでの 努力に、まず敬意を表したいと思います。

当社の事業は高収益率を誇り、過去3年間で更にその収益を大きく伸ばしました。しかし、当社の企業価値に対する市場からの評価は高くありません。当社の株価は、昨年から今年にかけて大幅に上昇したものの、次の表のとおり、PBRやPERといった指標は依然として同業他社の足元に遠く及びません。以下の分析では、当社の代表的な競合として日本光電、また医療機器専業の比較対象としてテルモの2社を取り上げます。

PBR (倍)	19.3末	20.3末	21.3末	22.3末	23.3末	23.12末
当社	0.96	1.02	0.92	0.79	0.79	1.05
日本光電	2.41	2.84	1.98	1.59	1.80	1.95
テルモ	3.64	3.71	3.53	2.78	2.40	3.23

PER (倍)	19.3末	20.3末	21.3末	22.3末	23.3末	23.12末
当社	11.9	13.2	8.6	7.3	7.5	9.5
日本光電	25.0	35.1	15.1	10.6	17.7	20.6
テルモ	32.0	32.8	39.1	31.7	29.8	39.7

日本光電及びテルモの株価指標と比較すると、当社の株価は5割から7割程度割安評価されています。この割安評価は多くの複合的な要因によるものと考えられますが、請求者は、次の3点が主要な原因であると考えています: (a)当社が収益を内部留保として積み上げるばかりで海外展開、設備投資、研究開発といった成長投資に振り向けていないため、当社に対する成長期待を持ちにくいこと、(b)当社がプライム市場を目指さずスタンダード市場にとどまっているため株式の流動性が乏しく、投資対象として不必要なリスクが生じていること、(c)当社の経営陣は、創業家が支配する企業との株式交換など疑義のあるコーポレート・アクションをこれまで実施しており、しかも後継者計画も示されていないことから、当社の現在及び将来のガバナンスに対する信頼を持ちにくいこと。

請求者は、2019年1月に当社への投資を開始し、当社との対話を通じて、株式の分割、買収防衛策の廃止、自己株式の消却、指名・報酬委員会の設置など、様々な要望をしてきました。しかしながら、これまでの当社の対応は消極的で十分なものではありません。しかも当社は、東証の要請する資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示も未だに行っていません(2024年4月18日時点)。

当社においては、創業家2代目である福田会長が1985年以降40年近くに亘って代表取締役の地位にとどまっています。当社の経営は、創業家2代目の支配が長期間続くなか、創業当初のチャレンジ精神が失われ、現状維持体質が染みついてしまったのではないかと請求者は考えています。

今年、福田会長は79歳、白井社長は72歳を迎えます。いずれも一般的には引退を検討すべき年齢です。当社が次の経営体制をどのように構築するかは、当社の将来を左右する極めて重大な問題です。

当社の次の経営陣が、現状維持体質を脱却して資本コストを意識した経営に真摯に取り組めば、当社はその企業価値を何倍にも高めることを期待できます。他方、当社が創業家支配を維持して現状にとどまるのであれば、時代の変化に取り残され、いずれ事業においても競争力を失ってしまうことが危惧されます。

② 社外取締役の選任を提案する理由

当社においては、創業家出身の福田会長が筆頭株主であるのみならず、会長として取締役の報酬決定権限の再一任を受けるなど社内に強い影響力を行使できる立場にあります。そのため、当社が次の経営体制を検討するにあたって、創業家の意向が強く反映され少数株主の利益が無視されてしまう懸念があります。また、MBOや他社からの買収提案があった場合にも、創業家の都合が優先されて少数株主の利益が犠牲になる危険があります。創業家による利益相反行為から少数株主を保護するには、創業家及びその影響下にある経営陣から独立した社外取締役の役割が極めて重要です。

しかるに、請求者が当社から開示を受けた取締役会議事録により明らかになった事項を踏まえると、当社の現在の社外取締役に少数株主の利益を保護する役割を果たすことは到底期待できません。

- (a) 当社の社外取締役は、取締役の報酬決定権限を福田会長に再一任する決議や買収防衛 策の更新など利益相反の観点から問題ある決議について、異議はおろか何らかの意見 を述べたことも一切ありませんでした。
- (b) 当社の社外取締役が委員となっている指名・報酬諮問委員会は年間で3回しか開催されず、そのうち1回は議長の代行順位を決めるだけのものでした。とりわけ、取締役候補の指名については、5月に会社提案候補者を決める直前に1回審議をするのみで答申を出しています。このとおり、指名・報酬諮問委員会とは名ばかりで、取締役選任や報酬決定のプロセスに有意な関与をしているとは考えられません。
- (c) 福田会長や白井社長の年齢にかかわらず、当社は取締役会で後継者計画について一切の協議をしていません。当社の社外取締役はそのような状態を放置していると考えられます。

当社の社外取締役は創業家支配の体制を長らく容認してきており、福田会長におもねる存在であったと考えられます。したがって、当社の取締役会には、創業家及び経営陣から真に独立した立場から執行の監督ができる新たな社外取締役が必要です。

③ 各候補者と請求者との関係

請求者は、自らのネットワークを通じて当社とは何らの関係を有しない取締役候補を探した結果、佐藤円香氏及び中村裕介氏の紹介を受けました。両名とも、当社の課題及び社外取

締役に期待される役割を理解した上で、取締役候補になることを了承いただきました。

佐藤氏及び中村氏は、請求者との間で取引関係、雇用・委任その他一切の利害関係を有さず、報酬の支払いを伴う関係は一切ありません。また、佐藤氏及び中村氏は、取締役に選任された場合の職務の内容や情報の授受その他に関して請求者との間で一切の契約又は合意を締結しておらず、請求者に対して何らの義務や責任を負うものでもありません。

したがって、佐藤氏及び中村氏は、特定の株主の利益を代表することなく、当社の株主共同の利益の観点から適切に取締役としての責務を果たすことが可能です。

④ 佐藤円香氏を社外取締役候補者とした理由

佐藤氏は、世界的な資産運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネジメントにおいて、アナリストとして長年にわたって日本株調査業務に携わってきました。佐藤氏は、医薬品、医療機器及びバイオテクノロジー分野を中心に常時25社程度をカバレッジ対象とし、またより広いユニバースにおいて150社程度を継続的に分析してきました。

医療分野のアナリストとしての佐藤氏の職務は、3年から5年程度先のトレンドや動向を予測することにより企業の将来収益を分析し、有望な企業を見出すことです。佐藤氏は、長年のキャリアの中で医療分野の経営者とも親密な関係を築き、また社内海外拠点のアナリストとの意見交換を通じて海外でのトレンドをフォローし続けてきました。このような経験・知見が、佐藤氏に横断的かつ深い洞察に基づき医療業界の動向を分析することを可能にしました。

佐藤氏の医療分野への洞察は単なる数字上のものではありません。佐藤氏は、社会人としての勤務の傍ら編入学した早稲田大学人間科学部において生体機能学を専攻し、ラットの脾臓の β ブロッカー投与による薬物応答について研究しました。佐藤氏の企業分析は、このような学問的知見にも事付けられています。

佐藤氏は、アナリストとして医療関係企業のM&Aや海外展開が成功した事例、失敗した事例を数多く分析してきました。佐藤氏は、このような知見を活用し、当社が今後行うべき戦略的な方向付けや経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備にあたって、有益な監督や助言を提供することが可能です。また、佐藤氏の長年の経験の中では、ガバナンスの欠如により会社が破滅的な状況に陥った例も見てきました。そのため、佐藤氏には、当社の現状のガバナンスの問題点や今後の改善策についても有益な示唆を与えることも期待できます。

佐藤氏は、現在の当社の取締役に欠けているコーポレート・ファイナンスの知見や、医療業界を横断的に分析する知見を補完できる人物でもあります。したがって、佐藤氏は、当社の取締役として適任です。

⑤ 中村裕介氏を社外取締役候補者とした理由

中村氏は、2008年に東京都内の著名法律事務所でキャリアをスタートし、現在は同じく著名法律事務所の出身者や元裁判官により構成される弁護士法人久屋総合法律事務所の代表

パートナー弁護士として、企業法務を中心に活動する弁護士です。中村氏は、依頼者におも ねることなく常に専門家としての矜持を持って法的助言を提供することを心がけており、こ の姿勢が多くの依頼者から信頼を得ることに繋がってきました。

中村氏は、様々な顧問企業に対して取締役会運営に関する問題を含む法的助言を日常的に 提供しています。特に、中村氏は、企業間紛争や会社関係訴訟、不祥事対応といった紛争性 のある事案において豊富な経験を有しており、上場企業の取締役の内部統制システム構築義 務違反や、監視義務違反の責任が追及された株主代表訴訟の代理人を務めた経験もありま す。中村氏は、このような事案を通じて、企業における適切なガバナンスの在り方について 単なる抽象的な知識にとどまらない実地的な経験を有しています。

当社のように支配的な株主と少数株主との構造的な利益相反のおそれがある会社において 利益相反リスクを適切に監督するためには、法的な専門性を持った人材が不可欠です。<u>当社</u> においてはこれまで法的な専門性を持った社外取締役が選任されたことはなく、このことが 福田会長による数々の利益相反的行為が見逃されてきた一因であると請求者は考えていま す。

中村氏は、当社のガバナンスを確保するために必要な知識と経験を有しています。また、中村氏は40歳代前半の気鋭の弁護士であり、60歳代後半及び70歳代を中心とする当社の取締役会に新しい視点を提供することも期待できます。

以上のとおり、中村氏は、現在の当社の取締役会に欠けている法的な専門性を補うことのできる人物であり、当社の取締役として適任です。

◆ 第5号議案に対する当社取締役会の意見 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社は、日々変化する経営環境を的確に把握し対応するとともに、継続的な企業価値の向上、健全で透明性の高い効率的な経営を実現する上で、コーポレート・ガバナンスは経営上もっとも重要な課題の一つであると位置づけています。そして、第1号議案「取締役10名選任の件」として本定時株主総会に上程する取締役候補者10名は、当社の事業環境をよく理解しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、最適な取締役会としての構成であると考えております。

当社は、2022年10月31日、取締役の指名、報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しています。現在の構成員は、社外取締役全員と代表取締役社長であり、その委員長には社外取締役が就任しています。当社は、「社会的使命に徹し、ME機器の開発を通じて、医学の進歩に寄与する」とともに、「世界のトップ心電計メーカーを目指す」との経営理念の実現に貢献することのできる知見、経験、及び資質を有する取締役の候補者の原案を作成し、指名・報酬諮問委員会に諮問しております。指名・報酬諮問委員会では、各候補者の知見、経験及び資質を確認するとともに、取締役会全体としての能力のバランス等を踏まえ、慎重に審議した上で、取締役会にその結果を報告しております。当社取締役会は、この報告を尊重し、取締役候補者を決定しております。このようなプロセスを経て、当社は、第1号議案「取締役10名選任の件」として本定時株主総会に取締役候補者10名を上程します。

以上のとおり、当社が提案する取締役候補者は、スキル・マトリックスで示しているとおり、バランス良く広範囲の分野の専門性を網羅することのできる構成となっており、当社の企業価値向上の観点から、もっとも適切かつ十分な体制であると確信しております。

他方、本議案で提案されている2名の候補者は、以下の理由により、当社の取締役として選任することは適当ではないと考えております。まず、本議案では、佐藤円香氏に関し、「当社の取締役に欠けているコーポレートファイナンスの知見や、医療業界を横断的に分析する知見を補完できる人物」であるとされていますが、当社が提案する社外取締役候補者である杉山昌明氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する高い見識を有し、また、伏黒久高氏は、長年に亘って金融機関で培った知見を有しています。さらに、佐藤幸雄氏は、臨床医として長年活躍し、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見を有しております。

また、中村裕介氏に関しては、「当社の取締役会に欠けている法的な専門性を補うことのできる人物」であるとされていますが、第2号議案「監査役3名選任の件」として本定時株主総会に上程する当社の社外監査役候補者である後藤啓二氏は、弁護士として企業法務に精通するとともに、コンプライアンスに関する高い知見を有しており、取締役会においてこのような観点から有益な助言を行ってきております。

このように、佐藤円香氏及び中村裕介氏が有するとされている知見は、すでに当社の提案する取締役及び監査役が有するものであることから、当社の提案する10名の取締役候補者とは別に、本議案に係る両名を取締役に選任する必要性はなく、かえって、取締役会全体としてのバランスを失することにもなりかねず、適当ではないと考えます。なお、指名・報酬諮問委員会においても、慎重に審議した結果、同じ結論に至っております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

ア 議案の要領

当社取締役の報酬額を年額6億円以内と改める。ただし、同額には、使用人兼務取締役の 使用人給与分は含まず、株式報酬制度は別枠とする。

イ 提案の理由

現在、当社取締役に対する報酬の額は年額10億円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と設定され、また、これとは別枠で、拠出金額(報酬等の額)の上限を108百万円(3事業年度)とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」が設定されています。これに基づき、2023年3月期には、福田会長に4億3400万円の報酬等が支払われ、白井社長には2億900万円の報酬等が支払われました。

そもそも、当社の取締役会は、2021年6月29日開催の当社第74回定時株主総会において、「有能な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要」や「取締役の増員を行うこと」を理由に掲げて、取締役の報酬上限を6億円から10億円に引き上げることを求めました(同総会招集通知45頁)。しかし、この年の取締役報酬総額の純増額159百万円のうち、実に92.4%(147百万円)は福田会長と白井社長の増額分として支払われました。両名以外の取締役については、員数が3名増加した一方で総額1200万円しか報酬は増加せず、一人あたりの報酬額は下がっています。福田会長と白井社長の報酬のみを増額させることは、「有能な人材を確保」や「取締役の増員」とは何ら関係ありません。

このことからして、10億円への上限引き上げの真の目的が福田会長と白井社長の報酬を増やすことにあったことは明らかと言えます。それにもかかわらず、「有能な人材を確保」や「取締役の増員」を理由に掲げて株主総会に増額を求めることは欺瞞的です。この増額は2022年10月に指名・報酬諮問委員会が設置される前に行われており、その決定過程には社外取締役が十分関与していなかったと考えられます。

このような経緯に照らし、報酬上限の10億円への増額は不適切であり、上限は6億円に戻されるべきです。その上で、当社における適切な取締役報酬の水準については、社外取締役により構成される指名・報酬諮問委員会の適切な関与のもと改めて検討されるべきです。

◆ 第6号議案に対する当社取締役会の意見 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社の取締役の報酬額は、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していること、有能な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要があること、取締役の増員を行うことから、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において、年額10億円以内とすることについて株主の皆様から承認を得ております。

当該取締役の報酬上限額の妥当性につきまして、取締役の指名、報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、2022年10月31日に取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬諮問委員会において、改めて審議したところ、現在の報酬額(年額10億円以内)は妥当であるとの結論に至り、その旨が取締役会に報告されております。

加えて、当社の業績は、2017年3月期から当期まで8期連続して過去最高益を更新しており、これらの功績を踏まえても、上記報酬額は、取締役の報酬として妥当な水準であり、今後有能な人材を確保するためにも、これを維持しておく必要があると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第7号議案 社外取締役の報酬上限額撤廃の件

ア 議案の要領

当社取締役の報酬額のうち、社外取締役分の報酬額を年額2000万円以内とする上限を撤廃する。

イ 提案の理由

前記のとおり、当社取締役の報酬上限額は「有能な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要」や「取締役の増員を行うこと」を理由として6億円から10億円に引き上げられました。しかし、社外取締役分についての上限は、変わらず年額2000万円以内とされています。そのため、福田会長や白井社長の報酬が大幅に増大したにもかかわらず、当社が社外取締役の報酬を増加させることは不可能です。しかも、社外取締役の員数を増やすと一人あたりの報酬額が減ってしまうため、当社が新たな社外取締役を選任することも困難です。すなわち、年額2000万円以内という社外取締役の報酬上限の存在により、社外取締役に「有能な人材を確保する」ことが困難になってしまっています。

前記「第5号議案 取締役2名選任の件」の提案理由において説明したとおり、創業家による利益相反から少数株主の利益を守るために、社外取締役の責務は極めて重大です。例えば、MBOの提案があった場合には、社外取締役が特別委員会を構成して取引の公正性を担保する役割を担うことになります。当社の社外取締役は現在4名選任されていますが、一人あたり年額500万円以内という金額は当社の社外取締役に求められる重責に見合ったものではありません。なお、日本光電における監査等委員を除く社外取締役の報酬上限は2名に対して3000万円以内であり、テルモにおいては社外取締役の上限額は設定されていません。

社外取締役に有能な人材を確保し、また、就任した社外取締役に当社の業務に十分な時間を費していただくためには、相応の報酬を支払うことが不可欠です。よって、社外取締役報酬に関する上限は撤廃し、取締役報酬上限の枠内で社外取締役に適切な報酬が支払われることを可能にすべきです。

◆ 第7号議案に対する当社取締役会の意見 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社では、社外取締役の人数、役割等を踏まえ、社外取締役の年間の報酬等の上限額を2,000万円とすることにつき、株主の皆様から承認を得ております。当該金額の妥当性につきまして、取締役の指名、報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、2022年10月31日に取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会において、改めて審議したところ、現在の社外取締役の報酬上限額(年額2,000万円以内)は妥当であるとの結論に至り、その旨が取締役会に報告されております。

なお、当社が提案する社外取締役4名は、現在も、取締役会において専門的立場から有益な意見を述べており、個々の経歴や専門的な知識や技能を踏まえても、極めて有能な人材であると考えておりますので、社外取締役として有能な人材を確保することが困難になっているとの事実はありません。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

会場ご案内図

フクダ電子㈱本郷新館1階ホール)

東京都文京区本郷二丁目35番8号 電話 (03) 3814-1211



※交通機関

□ 地下鉄

- ① 東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅(出口1) 徒歩約5分
- ② 都営大江戸線 本郷三丁目駅(出口3) 徒歩約5分
- ③ 都営三田線 春日駅(A2出口) 徒歩約5分 水道橋駅(A6出口) 徒歩約5分

\square J R

水道橋駅(総武線)(東口) 徒歩約10分

□ 都バス

真砂坂上バス停 徒歩約2分

駐車場はありませんので、お車での ご来場はご遠慮ください。

